

1 はじめに

いじめの問題はこどもの人権にかかわる深刻な問題である。全国各地においていじめによりこどもが自ら命を絶つという痛ましい事件が発生するなど、憂慮すべき状況にある。いじめ問題の解決は、我が国の教育における大きな課題となっている。

「いじめは、どの学校にも、どの学級にも、どの生徒にも起こりうる」「誰もがいじめの被害者にも加害者にもなり得る」という認識の上で、いじめの問題への対応は学校として大きな課題である。そこで、生徒が安心して充実した学校生活を送れるよう日常の指導体制を定め、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見・対応に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切かつ速やかに解決するための「学校いじめ防止基本方針」を定める。

2 いじめとは

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等、当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響※₁を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

※₁ けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあることから、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに当たるか否かを判断する。

(2) いじめに対する基本的な考え方

- ・「いじめは絶対に許されない」、「いじめはいじめる側が悪い」との認識
- ・「いじめは、どの学校にも、どの学級にも、どの生徒にも起こりうる」との認識
- ・「いじめの未然防止は、学校・教職員の重要課題である」との認識

3 いじめ防止の指導体制・組織的対応（いじめ防止対策委員会の設置）

- (1) 日常の指導体制 …いじめを未然に防止し、早期発見するための日常の指導体制を別紙1の通りとする。
- (2) 発生時の組織的対応 …いじめが発生した場合の早期解決に向けた組織的な取組を別紙2の通りとする。

4 いじめの未然防止

いじめの未然防止教育においては、全ての生徒が「いじめをしない」態度や力を身に付けるような働きかけを、生徒指導はもとより、各教科での学習、道徳科や特別活動、体験学習などを通して継続的に行う。

(1) 互いに認め合い、支え合い、助け合う仲間づくり、学級づくり

- ・生徒同士のかかわり合いを取り入れた「分かる授業づくり」
- ・一人一人を大切にする学級づくり
- ・規範意識、帰属意識を高める集団づくり
- ・「こころのほっとタイム（スリンプル・プログラム）」を通した、強い個や自尊感情の育成

(2) 命や人権の尊重、豊かな心の育成

- ・人権教育、道徳教育の充実（命の大切さを学ぶ教室、人権標語、少年の主張発表会）等
- ・体験活動の充実（職場体験、福祉体験、地域や保護者との連携、異学年との交流）等
- ・特別な支援を要する生徒に関わる理解を進める教育

(3) 生徒会活動の充実

- ・リーダーの育成と生徒の自治活動の活性化

(4) 情報教育の充実

- ・インターネットのルールやマナーの指導（メディアに関する講演会、学級指導）
- ・画像や動画の拡散による被害者、学校、家庭、地域社会への影響、法的責任問題への発展の危険性の指導
- ・保護者への啓発（メディアコントロールウィーク、PTA会合等）

(5) 保護者・地域との連携

- ・いじめ防止対策推進法、学校いじめ防止基本方針等の周知
- ・授業公開日、保護者面談等の実施
- ・「いじめ防止対策委員会」の設置、必要時における臨時開催

5 いじめの早期発見

(1) いじめの積極的な認知と情報の共有

日頃から教職員と生徒との信頼関係の構築に努め、小さな変化を敏感に察知し、生徒や学級のようなすのめを的確に把握する。また、些細な兆候や懸念、生徒からの訴えを軽視することなく、教職員相互が積極的に生徒の情報交換、情報共有を行うとともに、対策委員会に報告、相談をすることが大切である。

(2) いじめの早期発見のための措置

学校は、アンケート Q U や定期的な生活振り返りアンケート調査や教育相談の実施等により、いじめの実態把握に取り組むとともに、日頃からコミュニケーションづくりに努め、生徒がいじめを訴えやすい雰囲気をつくる。また、生徒や保護者の悩みを積極的に受け止めることのできる相談窓口を整備したり、休み時間や放課後の部活動における生徒の日常の様子に目を配ったりするなどして、早期発見に努める。

6 いじめへの早期対応

(1) 生徒への対応

①いじめを受けた生徒への対応

いじめを把握したら、対応の第一歩として何よりも被害者保護を最優先する。二次的な問題（不登校、自傷行為、仕返し行動など）の発生を未然に防ぐため、いじめられている生徒の苦痛を共感的に理解し、一緒に解決を志向するとともに、傷ついた心のケアを行うことが不可欠である。その際、以下の点に留意する。

- ・「誰も助けてくれない」という無力感を取り払うこと
- ・いじめに立ち向かう支援者として「必ず守る」という決意を伝えること
- ・大人の思い込みで生徒の心情を勝手に受け止めないこと
- ・「辛さや願いを語る」ことができる安心感のある関係をつくること

②いじめを行った生徒への対応

いじめの行為は絶対に認められないという毅然とした態度をとりながら、いじめられている生徒の苦痛に気付かせ、いじめをすぐにやめさせるよう根気強く指導を行う。その際、加害者の成長支援という視点に立って、いじめた生徒が内面に抱える不安や不満、ストレスなどを受け止めるように心がける。

- ・いじめの事実を正確に確認する。
- ・いじめの背景や要因の理解に努める。
- ・いじめられている生徒の苦痛に気付かせる。
- ・今後の生き方を考えさせる。
- ・必要に応じて、警察等関係機関との連携を含め、毅然とした対応をする。

③いじめが起きた集団への働きかけ

被害・加害生徒だけでなく、面白がって見ていたり（観衆）、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったりする（傍観者）集団に対しても、自分たちでいじめ問題を解決する力を育成することが大切である。

- ・自分の問題として捉えさせる。
- ・望ましい人間関係づくりに努める。
- ・自己有用感を感じることができる集団づくりに努める。
- ・やめさせることは難しくても、誰かに知らせるよう指導する。
- ・いじめに同調することは、いじめに加担する行為であることを理解させる。

（２）保護者への対応

①いじめを受けた生徒の保護者に対して

学校として組織的対応し、全力を尽くすという決意を伝え、少しでも安心感を与えられるようにする。

- ・すみやかに事実関係を伝え、今後の対応について情報共有を行う。
- ・保護者の話をじっくりと聞く。
- ・保護者の苦痛に対して本気になって共感的に理解を示す。
- ・親子のコミュニケーションを大切にするなどの協力を求める。

②いじめを行った生徒の保護者に対して

事実を把握したら速やかに面談等を行い、丁寧に説明する。

- ・いじめは誰にでも起こる可能性がある。
- ・生徒や保護者の心情に十分に配慮し、継続的な助言を行う。
- ・行動が変わるよう教員として努力をしていくこと、そのためには保護者の協力が必要であることを伝える。
- ・何か気付いたことがあれば連絡をいただくよう伝える。

③保護者が対立する場合など

- ・双方の和解を急がず、相手や学校に対する不信等の思いを丁寧に聞き、寄り添う態度で臨む。
- ・管理職が率先して対応することが有効な手段となることもある。
- ・教育委員会や関係機関と連携し解決を目指す。

（３）特に配慮が必要な生徒への対応

以下の生徒はもとより、学校として特に配慮が必要な生徒については、日常的に当該生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に実施し、差別や偏見につながらないよう留意する。また、異校種間の連携を進め、配慮が必要な生徒について情報共有を行う。

①発達障がいを含む、障がいのある生徒が関わるいじめについて

教職員が個々の生徒の障がい特性への理解を深めるとともに、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行いつつ、当該生徒のニーズや特性、専門家の意見を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行う。

②海外から帰国した生徒や外国人の生徒、及び国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる生徒について

言語や文化の差から、学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意し、それらの差からいじめが行われることがないよう、教職員、生徒、保護者等の外国人生徒等に対する理解を促進するとともに、学校全体で注意深く見守り、必要な支援を行う。

③性同一性障がいや性的指向・性自認に係る生徒について

性同一性障がいや性的嗜好、性自認について、教職員への正しい理解の促進や、学校として必要な対応について周知する。

（４）いじめの解消について

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態は、次に示す二要件が満たされている必要がある。なお、本人や保護者への面談を通じて、継続的に確認する必要がある、いじめが解消している状態に至った後も、卒業するまでは日常的に注意深く見守りを続けていく。

①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット上のものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間※₂継続していること。教職員は、「相当の期間」が経過するまでは、被害・加害生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて相当の期間を設定して状況を注視する。

※₂ 「相当な期間」の目安の判断は、少なくとも3か月とする。

②被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。いじめ防止対策委員会においては、いじめが解消に至るまで被害生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

7 関係機関との連携

いじめは学校だけの解決が困難な場合もある。情報の交換だけでなく、一体的な対応をすることが重要である。

- （１）教育委員会との連携 …関係者への支援・指導、保護者への対応方法、関係機関との調整
- （２）警察との連携 …心身や財産に重大な被害が疑われる場合、犯罪等の違法行為がある場合
- （３）福祉関係との連携 …家庭の養育に関する指導・助言、家庭での生徒の生活、環境の状況把握
- （４）医療機関との連携 …精神保健に関する相談、精神症状についての治療、指導・助言
- （５）その他（弁護士）

8 重大事態への対応

（１）重大事態とは

事実関係が確定した段階で、重大事態としての対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で、調査を開始しなければならないことを認識する。

①生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある。

- ・生徒が自死を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

②生徒が「相当の期間」学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき。

・「相当な期間」については、年間30日を目安にする。

ただし、生徒が一定期間、連続して欠席するような場合は、目安にかかわらず、適切に判断する。

③被害生徒や保護者から、「いじめにより重大な被害が生じた」と申立てがあったとき（人間関係が原因で心身の異常や変化を訴える申立て等の「いじめ」という言葉を使わない場合を含む。）は、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とは言えない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等にあたる。

（2）重大事態時の報告

学校は重大事態が発生した場合は、その旨をすみやかに教育委員会に報告する。重大事態の調査を学校が主体となって実施する場合は、教育委員会と連携を図り、学校に設置されているいじめの防止等の対策のための組織を母体とした調査組織をすみやかに設置する。なお、組織の構成については、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するように努める。

別紙1 日常の指導体制【未然防止・早期発見】

管理職

- 学校いじめ防止基本方針
- 風通しの良い職場

- いじめを許さない姿勢
- 保護者、地域との連携

いじめ防止対策委員会

【定期開催】

- ・学校いじめ防止基本方針の作成・見直し
- ・年間指導計画の作成
- ・校内研修会の企画、実施
- ・調査結果、報告等の情報整理、判断
- ・いじめが疑われる案件の事実確認、判断
- ・要配慮生徒への支援方針検討



【発生時の対応】
※別紙2へ

【結果報告】
▶教育委員会へ

未然防止

- (1) 互いに認め合い、支え合い、助け合う集団づくり
 - ・生徒同士のかかわり合いを取り入れた「分かる授業づくり」
 - ・一人一人を大切にする学級づくり
 - ・規範意識、帰属意識を高める集団づくり
 - ・こころのほっとタイム(スリンプル・プログラム)を通じた、強い個や自尊感情の育成
- (2) 命や人権の尊重、豊かな心の育成
 - ・人権教育、道徳教育の充実(命の大切さを学ぶ教室、人権標語、少年の主張発表会)等
 - ・体験活動の充実(職場体験、福祉体験、地域や保護者との連携、異学年との交流)等
 - ・特別な支援を要する生徒に関わる理解を進める教育
- (3) 生徒会活動の充実
 - ・リーダーの育成と生徒の自治活動の活性化
- (4) 情報教育の充実
 - ・インターネットのルールやマナーの指導(メディアに関する講演会、学級指導)
 - ・画像や動画の拡散による被害者、学校、家庭、地域社会への影響、法的責任問題への発展の危険性の指導
 - ・保護者への啓発(メディアコントロールワーク、PTA会合等)
- (5) 保護者・地域との連携
 - ・いじめ防止対策推進法、学校いじめ防止基本方針等の周知
 - ・授業公開日、保護者面談等の実施

早期発見・対応

- 情報の収集
 - ・教員の観察による気づき
 - ・本人からの相談、訴え
 - ・他の生徒からの情報
 - ・保護者からの情報、訴え
 - ・養護教諭からの情報
 - ・アンケートの実施(定期)
 - ・各種調査の実施
 - ・教育相談の実施
- 相談体制の確立
 - ・相談窓口の設置、周知
- 情報の共有
 - ・報告経路の明示、周知
 - ・職員会議等での情報共有
 - ・要配慮生徒の実態把握

別紙2 いじめ発生時の組織的な対応

